

● ● ● 学費のこと ● ● ●

免除・減額・給付等

幼児教育・保育の無償化制度	P48
就学援助	P48
荒川区奨学資金（中学３年時に申込み）	P48
受験生チャレンジ（中学３年時・高校３年時の塾・受験料）	P48
高等教育の就学支援新制度 授業料等減免と給付奨学金（JASSO）	P48
高等学校等就学支援金制度（授業料：国の制度）	P49
私立高等学校等授業料軽減助成金（授業料：都の制度）	P49
高校生等奨学給付金（授業料以外の教育費：国の制度）	P49
東京都立高等学校等給付型奨学金（授業料以外の教育費：都の制度）	P49
荒川区保育士入学準備奨学金貸付制度（返済免除）	P49
荒川区保育士等支援奨学金補助事業（返済支援型）	P49

貸付

東京都母子及び父子福祉資金	P50
生活福祉資金教育支援資金（荒川区社会福祉協議会）	P50
東京都育英資金	P50
日本学生支援機構 貸与奨学金（返済必要）	P50
日本政策金融公庫教育一般貸付（国の教育ローン）	P50
交通遺児育英会奨学金	P51
あしなが奨学金	P51





免除・減額・給付等

お子さんの進学や就学に必要な費用について、免除・減額・給付・補助・貸付などがあります。学校を通じて申し込む制度は、まず在学している学校にお問い合わせください。また、進学先で延納・分納できる場合や独自に減免や給付制度を設けている場合もあります。

幼児教育・保育の無償化制度

幼稚園、保育園等の利用料は無償です。無償化には上限があります。また、含まれない費用があります。

問合せ	保育園	区役所 2 階	保育課保育管理係	03-3802-3111 (代表) 内線 3822
			保育課入園相談係	内線 3825 ~ 3827、3847
	区立幼稚園	区役所 3 階	学務課学事第一係	03-3802-4406
	私立幼稚園	区役所 2 階	子育て支援課管理調整係	03-3802-4056

就学援助

経済的にお困りの方に対し、学用品費等、小中学校でかかる費用の一部を援助します。学校または学務課へお問い合わせください。

問合せ	区役所 3 階	学務課学事第二係	03-3802-4564
-----	---------	----------	--------------

荒川区奨学資金

高等学校、高等専門学校への進学予定者（中学 3 年生）が申込みことができます。

問合せ	区役所 3 階	学務課学事第二係	03-3802-4427
-----	---------	----------	--------------

受験生チャレンジ支援貸付事業

お子さんが中学 3 年時・高校 3 年時の塾・受験料を無利子で貸付けを行う、東京都の制度です。なお、入学した場合は、手続きをすることで返済が免除されます。

問合せ	荒川区社会福祉協議会	受験生チャレンジ担当	03-5615-3440
-----	------------	------------	--------------

高等教育の就学支援新制度 授業料等減免と給付奨学金 (JASSO)

「高等教育の修学支援新制度」は、進学意欲があれば、経済状況に関わらず進学のチャンスを確認できるよう支援する国の制度です。世帯収入や扶養する子供の数に応じて、授業料・入学金の減免と、返還不要の給付型奨学金の、二つの支援を併せて利用できます。

授業料・入学金の免除・減額は各大学等（対象となる大学は文部科学省 HP を参照）が、奨学金の支給は日本学生支援機構（JASSO）が行います。

授業料・入学金の免除・減額については、各大学等に確認してください。

問合せ	日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金相談センター	0570-666-301 (ナビダイヤル)
-----	----------------------------	-----------------------

月曜から金曜まで 午前 9 時から午後 8 時（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

高等学校等就学支援金制度（授業料：国の制度）			
世帯年収に関わらず（令和８年度から所得制限が撤廃）高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。手続きは在学学校を通じて行います。助成金は申請者に代わって学校が受け取り、授業料に充当されます。			
問合せ	・在学学校		
	・公立高等学校	東京都都立学校教育部 高等学校教育課	03-5320-7862
	・私立高等学校	東京都生活文化局 私学部 私学振興課	03-5388-3181
私立高等学校等授業料軽減助成金（授業料：都の制度）			
生徒と保護者が都内在住で、私立の高等学校等に在学する場合が対象です。の就学支援金とあわせて受給できます。手続きは在学学校を通じて行います。助成金は申請者に代わって学校が受け取り、授業料に充当されます。			
問合せ	・在学学校		
	・（公財）東京都私学財団	東京都私学就学支援金センター	03-5206-7925
高校生等奨学給付金（授業料以外の教育費：国の制度）			
一定の所得以下の世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費等）の負担軽減のため、返済不要の給付金が保護者の口座に振り込まれる制度です。在籍の学校により、提出先や期限等が異なります。			
問合せ	・都立高校、都立中等教育学校（後期課程）：在学学校		
	・都立以外の国公立高校等：東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課		03-5320-7862
	・私立高校：東京都私学就学支援金センター		03-5206-7925
東京都立高等学校等給付型奨学金（授業料以外の教育費：都の制度）			
都立高校又は都立中等教育学校（後期課程）に在籍する一定の所得以下の世帯を対象に、学校行事における経費や模試受験料等、教育活動に必要な経費を、東京都が保護者に代わり学校に支払う制度です。申請手続きや期限については在籍する学校にお問い合わせください。			
荒川区保育士入学準備奨学金貸付制度（返済免除） 保育園のみ			
保育士養成施設への入学を予定し、保育士資格の取得を目指している方に、入学準備金を貸し付けることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とします。			
この制度では、保育士養成施設卒業後、荒川区内の私立保育施設等に保育士として５年間継続して勤務した場合には、返済が全額免除されます。			
荒川区保育士等支援奨学金補助事業（返済支援型） 保育園・私立幼稚園等			
日本学生支援機構等の奨学金を利用して保育士資格または幼稚園教諭資格を取得し、区内の保育施設等で勤務する方に対し、奨学金の返済に要する費用の一部を支援する事業です。			
問合せ	保育士	区役所 ２階 保育課保育管理係	内線 3828・3844・3845
	幼稚園教諭	区役所 ２階 子育て支援課管理調整係	03-3802-4056



貸付

お子さんの進学や就学に必要な費用について、貸付の他にも、免除・減額・給付・補助などがあります。学校を通じて申し込む制度は、まず在学している学校にお問い合わせください。

東京都母子及び父子福祉資金

母子家庭や父子家庭の児童が、高校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校へ進学するために必要な資金を貸付けます。(本誌 P53)

問合せ 区役所 2 階 子育て支援課ひとり親・女性福祉係 03-3802-4983

生活福祉資金教育支援資金

世帯の収入が本制度の基準以内の場合等に、高校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校へ進学するために必要な資金の貸付を行っています。(本誌 P54)

問合せ 荒川区社会福祉協議会 生活福祉資金担当 03-3802-3155

東京都育英資金

都内在住で、高等学校、高等専門学校または専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学金を貸付けます。在学生対象の「一般募集」と家計の急変があり修学困難になった方対象の「特別募集」、進学希望者（中学校 3 年生）対象の「予約募集」があります。

問合せ (公財) 東京都私学財団 育英資金担当 03 - 5206 - 7929

日本学生支援機構 貸与奨学金（返済必要）

国内の大学・短期大学・高等専門学校・専修学校及び大学院で学ぶ人を対象とした奨学金で、利子のつかない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。これらとあわせて入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金（利子付）があります。

問合せ 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301（ナビダイヤル）

日本政策金融公庫教育一般貸付（国の教育ローン）

家計の教育費の負担を軽減し、子どもたちの進学・在学を応援するために設けられている日本政策金融公庫が行う公的な融資制度で、長期固定金利でいつでも必要なときに申し込むことができます。 融資限度額：350 万円（一定の要件に該当する場合は、上限 450 万円）

問合せ 教育ローンコールセンター 0570-008656（ナビダイヤル）

ご利用いただけない場合は 03（5321）8656 までおかけください。

月曜から金曜 午前 9 時から午後 7 時 土曜、日曜、祝日、年末年始を除く

交通遺児育英会奨学金

保護者が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒・学生に、「奨学金」の貸与および一部給付（「修学支援金」）をし、高校や大学などへの進学を支援しています。

問合せ （公財）交通遺児育英会 奨学課 0120-521286

あしなが奨学金

あしなが育英会は病気、災害、自死(自殺)など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障がいを負っている家庭の子どもたちへの奨学金制度を実施しています。

高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児たちに奨学金(無利子貸与 + 給付)を交付しています。

問合せ 一般財団法人あしなが育英会 奨学金事業部 奨学課 0120-77-8565

教育費などの支援（期間限定）について情報を得るには？

教育費などの支援については、上記の他にNPOや財団法人が、援助金・祝い金・ランドセル贈呈などを期間限定で行っています。例年11～12月頃、各HPなどで情報を公開しています。チェックしてみましょう。

